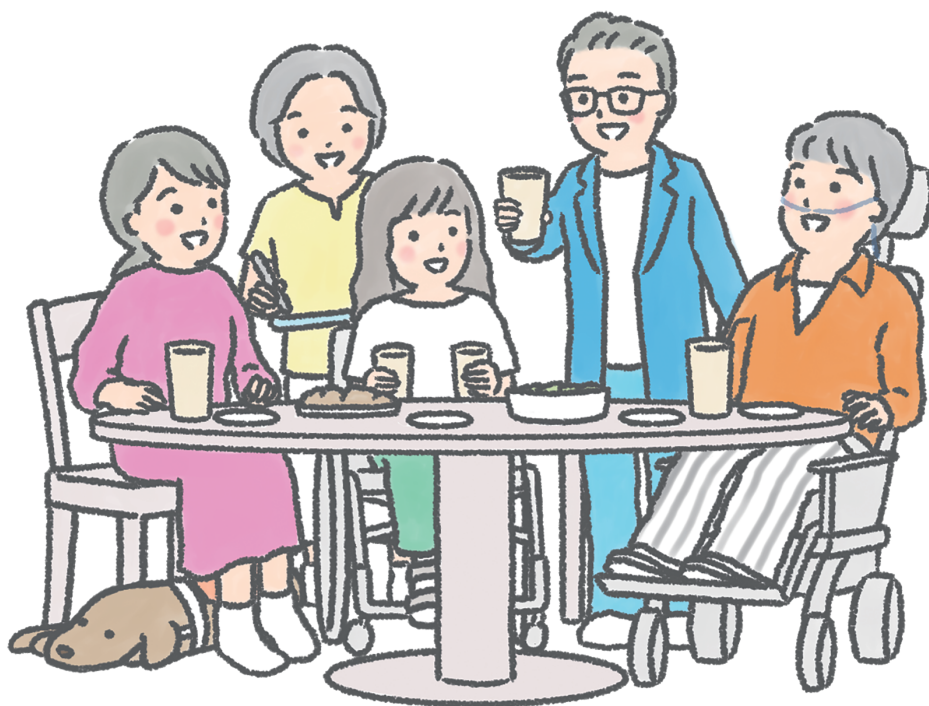


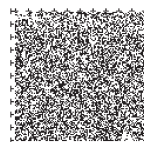


瑞穂町障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

概要版



令和6年3月
瑞穂町



新計画策定の背景

町では、障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ」を基本理念として、令和3年3月に『瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害者差別解消法」の改正、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定等の大きな動きが見られました。一方、社会状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生命や安定した生活を脅かし、障がい者やその家族、支援者等にも多大な影響を与えました。障がい者等の生命を守り、安全・安心な日常生活及び社会生活を支えるため、障がい者やその家族、支援者等を支える施策の一層の充実を図るとともに、住民一人ひとりが障がい及び障がい者への理解を深め互いに支え合う社会の実現が求められています。また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められています。

障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、町では『瑞穂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の計画期間が令和5年度末で終了することから、国及び都の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。

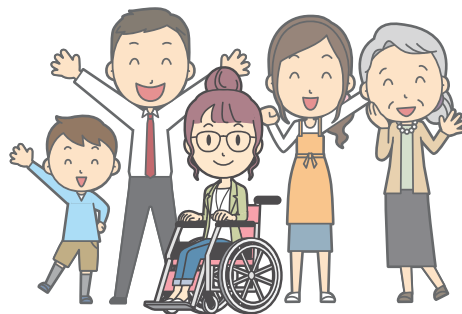
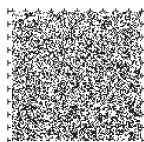
計画の法的根拠

本計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を含め、障がいのある人に関する施策・事業等を広く定めるため、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

計 画	根 拠 法	内 容
障害者計画	障害者基本法 第11条3項	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び提供体制の確保に関して定める
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障害児通所支援・相談支援の必要量を見込み及び提供体制の確保などに関して定める

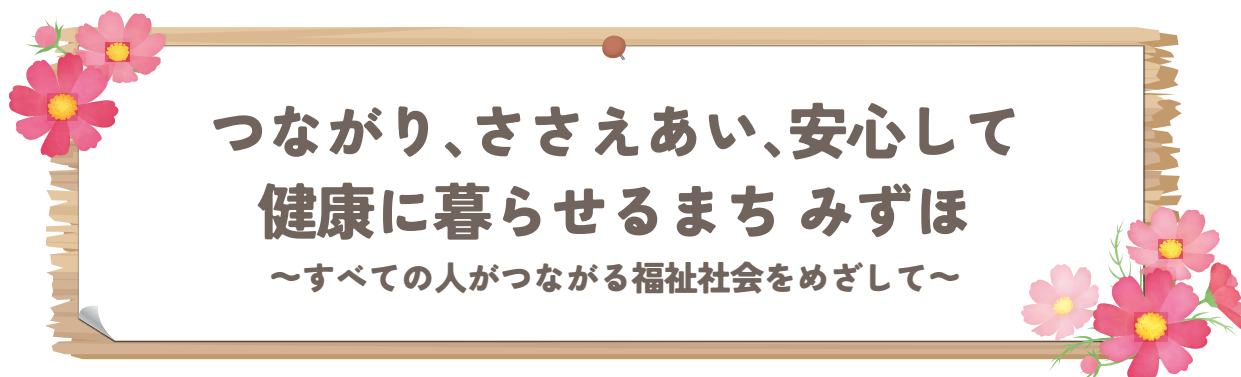
計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



計画の基本理念

すべての住民が地域社会の構成員として共に支えあい包みあう(ソーシャル・インクルージョン)という考え方を共有し、「障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」づくりをめざし、すべての人がつながる福祉社会の実現に向けて取り組んでいきます。



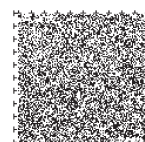
計画の位置付け

本計画は、最上位計画である『第5次瑞穂町長期総合計画』及び『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』を上位計画に持つものとして位置付けられています。

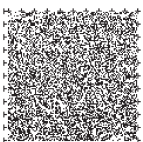
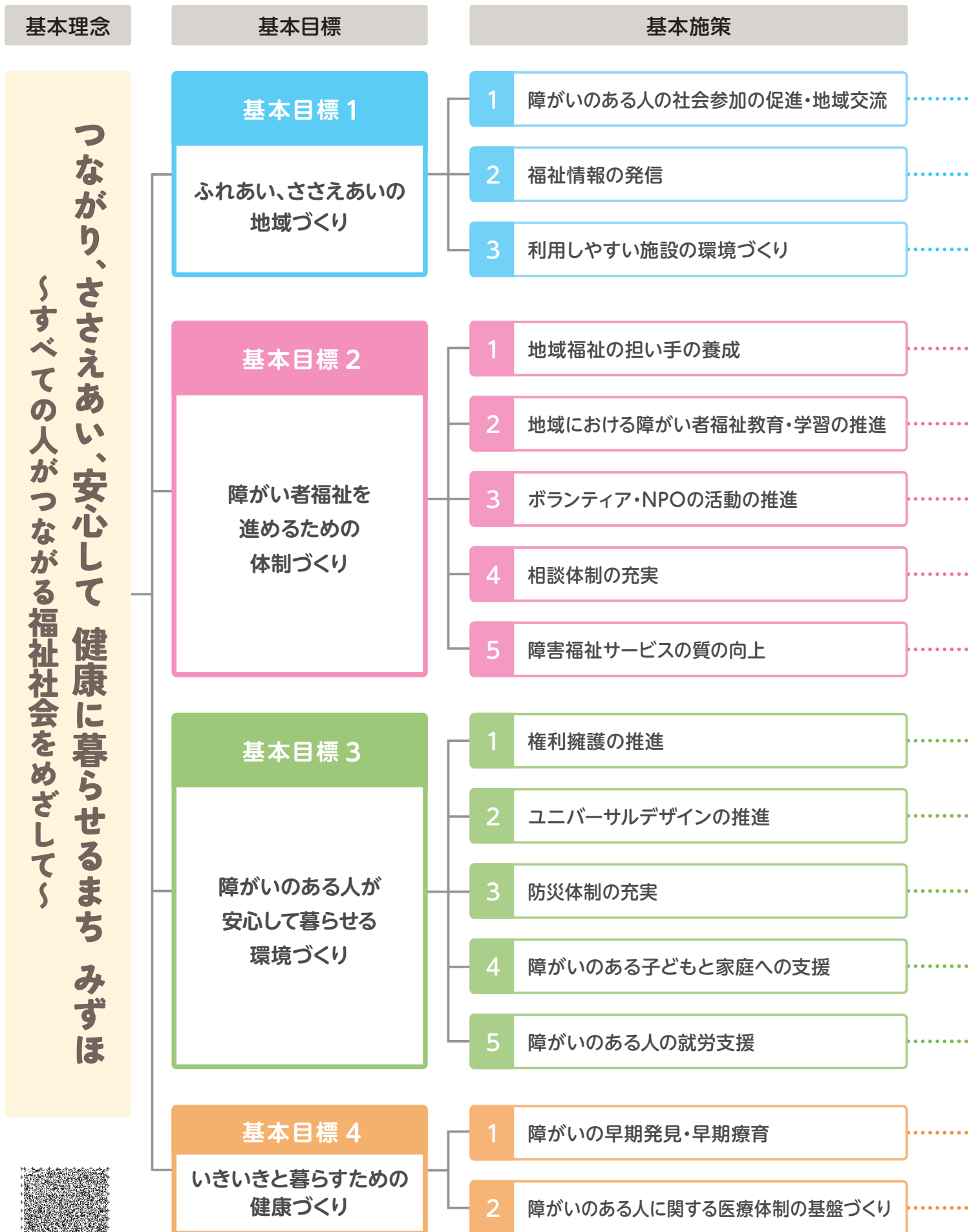
したがって、東京都及び国の計画等と整合を図った計画であると共に、『第5次瑞穂町長期総合計画』及び『瑞穂町第4次地域保健福祉計画』と一体的に取り組むものであり、その施策の基本方向を踏まえた上で、障がい者(児)施策を総合的・体系的に進めるための指針として取りまとめた計画となっています。



■ 本計画と関連があるSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)



障害者計画 ～基本目標ごとの施策や取組～



取 組

- ①障がい者の理解促進 ②障がいのある人の社会参加の促進支援
- ③社会参加のための支援サービスの充実 ④当事者活動の支援
- ⑤文化芸術活動の促進

- ①福祉情報の提供・広報活動の充実 ②地域資源情報の収集
- ③情報のバリアフリー化の促進

- ①町障がい者施設の利便性向上 ②公共施設の利用促進
- ③交流の場づくり ④移動支援施策の推進

- ①地域福祉の担い手の養成支援 ②地域福祉の担い手の活動支援
- ③地域住民の助け合える関係づくりの推進

- ①障がい者福祉の理解促進 ②地域に開かれた福祉教育の実践

- ①啓発活動の充実 ②相談体制や情報提供の充実
- ③ボランティア・NPO活動への支援

- ①基幹相談支援センターの設置 ②相談体制の充実
- ③関係機関との連携強化 ④自立や生活安定に向けた支援

- ①福祉関係職員の資質の向上 ②関係団体等への働きかけ
- ③苦情対応等に基づくサービスの質の向上 ④第三者によるサービス評価の支援
- ⑤地域共生型サービスの仕組みづくりの研究

- ①成年後見制度の周知 ②権利擁護センターみずほととの連携
- ③権利の擁護と虐待防止

- ①ユニバーサルデザインの推進
- ②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応
- ③公共施設の整備 ④建築物等の整備

- ①災害時要配慮者の安全確保体制の整備 ②避難行動要支援者の安全確保の整備
- ③災害時ボランティアの育成と連携体制 ④福祉避難所の確保・整備

- ①相談支援体制の充実 ②発達障害等支援の充実
- ③障がいのある子どもを持つ親同士の交流促進
- ④未就学障がい児の受け入れについての対応の充実 ⑤障がい児に対する理解の促進

- ①瑞穂町障害者就労支援センター ②就労支援事業所との連携
- ③公共職業安定所(ハローワーク)等との連携 ④優先調達の推進

- ①母子保健事業を通じた障がいの早期発見・早期療育
- ②障がいの原因となる疾病の予防

- ①障がいのある人に関する地域医療の体制づくり
- ②関係機関との連携

共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人が共につながり、ささえあうことが重要です。

そのために、障がいのある人とない人が交流できる機会や場の提供、福祉に関する知識や情報が手に入るようにすること、障がいのある人の社会参加の促進等を通じて、共生社会の実現を目指します。

障がいのある人が、必要とする支援を受けることができ、自ら居住する場所や意向を選択することができる環境が必要です。

障がいの特性や状況に応じたサービスの量及び質の確保を図ると共に、障がい者団体、関係機関、行政等の連携・協働を促進し、適切な支援を行うための人材の確保や体制づくりに努めます。

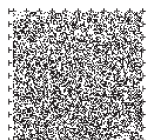


障がいのある人が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるために、各人が抱えている障がいに寄り添った「暮らしやすい」と思える環境づくりに努めます。

また、地域包括ケアシステムを推進すると共に、災害時の避難体制の充実、就労支援等による生活基盤の確立等、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

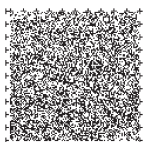


障がいの早期発見・早期療育、障がいのある人に関する保健・医療サービス提供の体制づくりを図ります。



第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 ～成果目標ごとの～

項 目	主な成果目標	令和8年度の 目標値
1.福祉施設入所者の 地域生活への移行	地域生活移行者数	1人
	入所者削減見込み	1人
2.地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等を整備	1か所
	運用状況の検証・検討実施回数	年1回
	地域生活支援拠点等の機能の充実	検討
	強度行動障がいをもつ障がいの状況や支援ニーズの把握 及び支援体制の整備	検討
3.福祉施設から 一般就労への移行等	一般就労移行者数	3人
	就労定着支援事業利用者数	5人
4.障がい児支援の 提供体制の整備	児童発達支援センターの設置(町又は圏域)	検討
	保育所等訪問支援の設置	1か所
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保(町又は圏域)	検討
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置	検討
5.相談支援体制の 充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	設置
	協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	検討
6.障害福祉サービス等の 質の向上	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有



目標達成に向けた町の考え方

1.福祉施設入所者の地域生活への移行

入所待機者の状況や入所施設による専門的な支援が必要な障がい者のニーズを考慮した上で、令和8年度の地域生活移行者数を1人、入所者数削除見込みを1人と設定します。

令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備については、都が算出する基盤整備量を勘案しながら、支援に努めます。

また、町では、精神病床から退院した精神障がい者を支える基盤が不足していることから、数値目標として設定することが困難であるため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、「瑞穂町精神保健業務連絡会」、自立支援協議会等の協議の場を通じて引き続き検討を進めます。

2.地域生活支援の充実

町では、令和8年度までに、地域生活支援拠点の整備を1か所とする目標を定める予定ですが、面的整備による整備を行うに際しては、中核となる相談事業所などを設定する必要があります。

基幹相談支援センターが設置できれば、これを中心にして、グループホームと短期入所施設を組み合わせたネットワークにより拠点整備を図ることを検討します。

3.福祉施設から一般就労への移行等

町では、国の基本指針を踏まえるとともに、町の近年の実績や実情を踏まえ、令和8年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を3人、令和8年度の就労定着支援事業利用者数を5人とすることを目指します。

4.障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針や町の実情を踏まえ、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

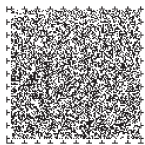


5.相談支援体制の充実・強化等

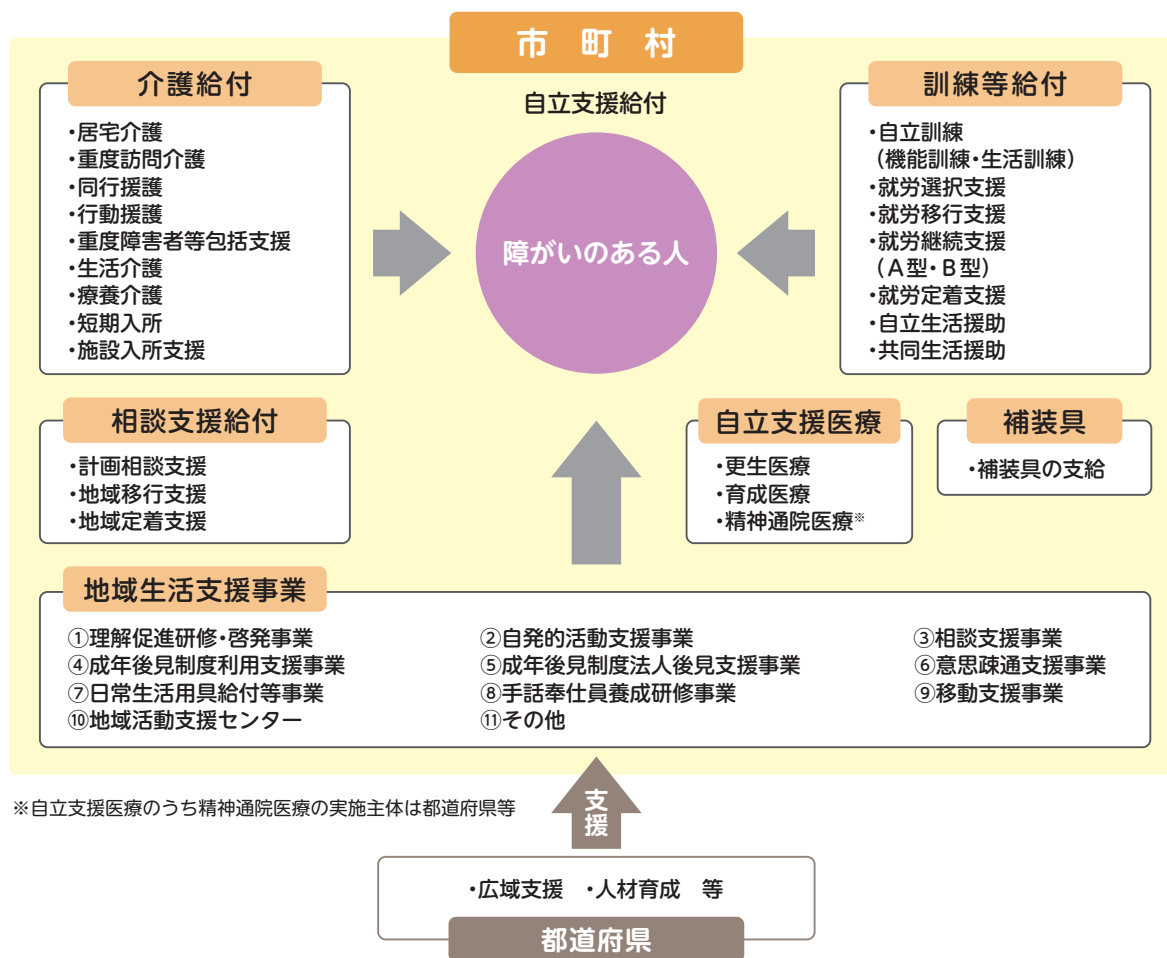
総合的・専門的な相談支援を実施するため、基幹相談支援センターを令和6年度中に設置予定です。

6.障害福祉サービス等の質の向上

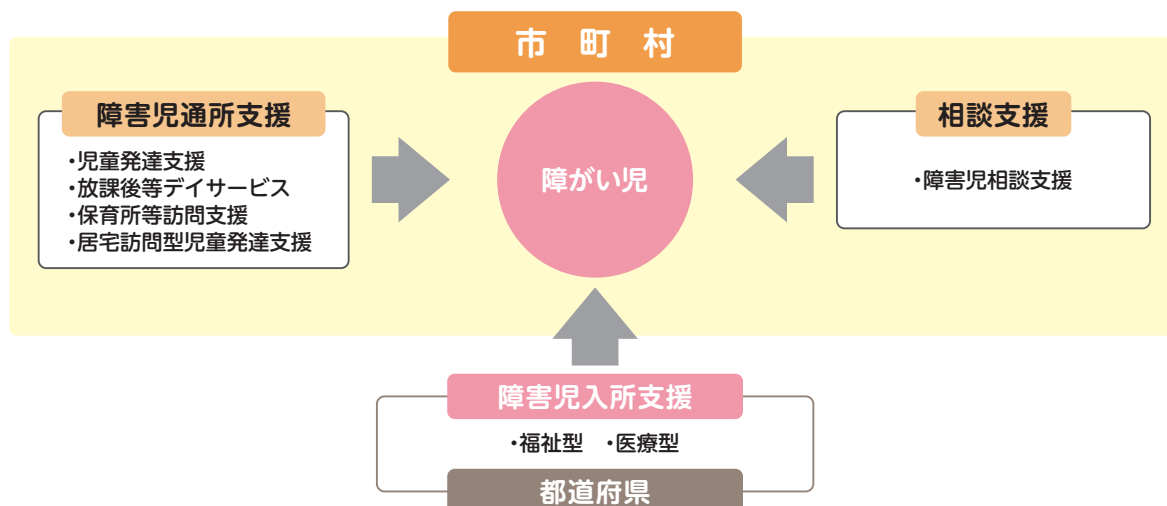
障がい者支援係の全職員が、障害福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と町で共有し、過誤請求等を防いでいきます。



障がいのある人への自立支援システム全体像



障がい児への支援システム全体像



瑞穂町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画【概要版】
令和6年3月

発行：瑞穂町

編集：瑞穂町福祉部福祉課障がい者支援係

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

T E L : (042)557-0574(直通) F A X : (042)556-3401(代表)

